

随意契約の点検・見直しの状況  
【同一所管公益法人等との契約】

(法人名：独立行政法人奄美群島振興開発基金)

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並 びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
	該当なし										
合計								0			

(注1) 本表は、平成18年度に締結した支出原因契約であって随意契約(予定価格が少額である場合(予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99条第二号、第三号、第四号又は第七号の金額を超えないもの)を除く。)のうち、「同一所管公益法人等」(「特殊法人」、「独立行政法人」、「当該独立行政法人の主務省と同一の所管に属する公益法人」及び「再就職者がいる民間法人」をいう。)との契約を記載する。

(注2) 単価契約の場合は、契約金額欄に調達総額を記載し、備考欄に単価契約である旨及び単価を記載する。

(注3) 随意契約によることとした理由は、説明責任を十分に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること。

(注4) 契約種類は、競争性のない随意契約については「随意契約」、企画競争又は公募による随意契約については「企画競争・公募」と記載すること。

(注5) 見直しの結果は、「問題あり」、「見直しの余地あり」、「その他」に分類すること

(注6) 講ずる措置は、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」、「競争入札に移行」、「企画競争を実施」、「公募を実施」、「随意契約によらざるを得ないもの」に分類し、( )で移行時期等を補足すること。ただし、見直すことは決まっているが現段階で確定的に記載できない場合は、「競争入札若しくは企画競争に移行」等の記載とすることができる。

(注7) 「類型区分」欄には、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。

- ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
- ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
- ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
- ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
- ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
- ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
- ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」

随意契約の点検・見直しの状況  
【その他の者との契約】

(法人名：独立行政法人奄美群島振興開発基金)

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並 びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
1	有限会社ティーケー システム	保証・融資業務システム 開発業務 1式	(独)奄美群島振興開 発基金総務企画課長 林 浩一 鹿児島県奄 美市名瀬港町1-5	平成18年4月1日	3,425,400	随意契約	現に契約履行中の役務の供給に関連するもの であって、他の者をして履行することが不利 と認められるため(経理規程第17条第十四 号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの	19	-
2	あずさ監査法人	独立行政法人通則法第39 条による財務諸表等の監 査 第3期(平成18年 度)	(独)奄美群島振興開 発基金総務企画課長 林 浩一 鹿児島県奄 美市名瀬港町1-5	平成18年10月12日	5,500,000	企画競争・ 公募	監査は職業的専門家として財務諸表等を チェックするものであり、一般競争に付すこ うが困難と認められるため(経理規程第15条 のただし書)	その他	公募を実施(応募先より企画書を受領後、外部審査委員を加えた審 査委員会で審査・選任)(20年度以降も同様)	19	-
3	九州電力株式会社	電気に係る役務 平成18 年度	(独)奄美群島振興開 発基金総務企画課長 林 浩一 鹿児島県奄 美市名瀬港町1-5	平成18年4月1日	1,335,643	随意契約	電気に係る役務について、供給を行うことが 可能な業者がーの場合であり、一般競争に付 すことが困難と認められるため(経理規程第 15条のただし書)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	-
4	西日本電信電話株式 会社	電話に係る役務 平成18 年度	(独)奄美群島振興開 発基金総務企画課長 林 浩一 鹿児島県奄 美市名瀬港町1-5	平成18年4月1日	980,237	随意契約	電話に係る役務について、提供を行うことが 可能な業者がーの場合であり、一般競争に付 すことが困難と認められるため(経理規程第 15条のただし書)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	-
5	東日本電信電話株式 会社	電話に係る役務 平成18 年度	(独)奄美群島振興開 発基金総務企画課長 林 浩一 鹿児島県奄 美市名瀬港町1-5	平成18年4月1日	125,619	随意契約	電話に係る役務について、提供を行うことが 可能な業者がーの場合であり、一般競争に付 すことが困難と認められるため(経理規程第 15条のただし書)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	-
6	東京官書普及株式会 社	財務諸表等の掲載外 平 成18年度	(独)奄美群島振興開 発基金総務企画課長 林 浩一 鹿児島県奄 美市名瀬港町1-5	平成18年4月1日	1,425,912	随意契約	官報公告等について、印刷を行うことが可能 な業者がーの場合であり、一般競争に付すこ うが困難と認められるため(経理規程第15条 のただし書)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	-
合計							0				

(注1) 本表は、平成18年度に締結した支出原因契約であって随意契約(予定価格が少額である場合(予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99条第二号、第三号、第四号又は第七号の金額を超えないもの)を除く。)のうち、「特殊法人」、「独立行政法人」、「当該独立行政法人の主務省と同一の所管に属する公益法人」及び「再就職者がいる民間法人」以外との契約を記載する。

(注2) 単価契約の場合は、契約金額欄に調達総額を記載し、備考欄に単価契約である旨及び単価を記載する。

(注3) 随意契約によることとした理由は、説明責任を十分に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること。

(注4) 契約種類は、競争性のない随意契約については「随意契約」、企画競争又は公募による随意契約については「企画競争・公募」と記載すること。

(注5) 見直しの結果は、「問題あり」、「見直しの余地あり」、「その他」に分類すること

(注6) 講ずる措置は、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」、「競争入札に移行」、「企画競争を実施」、「公募を実施」、「随意契約によらざるを得ないもの」に分類し、( )で移行時期等を補足すること。ただし、見直すことは決まっているが現段階で確定的に記載できない場合は、「競争入札若しくは企画競争に移行」等の記載とすることができる。

(注7) 「類型区分」欄には、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。

- ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
- ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
- ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
- ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
- ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
- ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
- ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」

随意契約事由別 類型早見表

随 意 契 約 事 由		類型 区分
<p>≪競争性のない随意契約によらざるを得ない場合≫</p>		
<p><b>イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの</b></p>		
(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの		1
(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの		2
(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの		3
(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの		4
<b>ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)</b>		5
<b>ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等</b>		6
<p><b>ニ その他</b></p>		
(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等		7
(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)		8
(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)		9
(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入		10
(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入		11
(ヘ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの		12

(注)本表は、随意契約によらざるを得ない場合について、国の取扱いに準じて一覧性を持たせるために類型化したものである。